

# 上山市議会会議録

第483回定例会

本会議最終日

(平成30年3月19日)

平成30年3月19日（月曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

平成30年3月19日（月曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第16号 上山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 2 議第18号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第19号 上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第26号 上山市市営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第30号 上山市学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 平成29年  
請願第4号 地方財政の充実・強化に関する件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 7 議第17号 上山市国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第20号 上山市芳刈放牧場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第21号 上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第22号 上山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの  
指定等に関する基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第23号 上山市指定居宅介護支援等の指定等に関する基準条例の制定について
- 日程第12 議第24号 上山市老人いこいの家設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議第25号 上山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第14 議第27号 上山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第28号 上山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第29号 上山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第31号 市道路線の廃止及び認定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第18 議第 6号 平成30年度上山市一般会計予算
- 日程第19 議第 7号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計予算

- 日程第20 議第 8号 平成30年度上山市公共下水道事業特別会計予算  
 日程第21 議第 9号 平成30年度上山市農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第22 議第10号 平成30年度上山市介護保険特別会計予算  
 日程第23 議第11号 平成30年度上山市浄化槽事業特別会計予算  
 日程第24 議第12号 平成30年度上山市施設貸付事業特別会計予算  
 日程第25 議第13号 平成30年度上山市後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第26 議第14号 平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計予算  
 日程第27 議第15号 平成30年度上山市水道事業会計予算

(閉会中継続審査申出事件)

- 日程第28 請願第1号の継続審査の申し出について  
 日程第29 平成29年請願第1号の継続審査の申し出について  
 日程第30 平成29年請願第3号の継続審査の申し出について

(追加議案)

- 日程第31 議第32号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第32 議第33号 カミン再生整備工事に係る工事費負担協定の一部変更について  
 (閉 会)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員 (15人)

1番	守 岡	等	議員	2番	井 上	学	議員
3番	中 川	とみ子	議員	4番	高 橋	恒 男	議員
5番	谷 江	正 照	議員	6番	佐 藤	光 義	議員
7番	枝 松	直 樹	議員	8番	浦 山	文 一	議員
9番	坂 本	幸 一	議員	10番	大 沢	芳 朋	議員
11番	川 崎	朋 巳	議員	12番	棚 井	裕 一	議員
13番	尾 形	みち子	議員	14番	長 澤	長右衛門	議員

15番 高橋 義明 議員

欠席議員 (0人)

---

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也	副 市 長
鈴 木 英 夫	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長	鈴 木 直 美	市政戦略課長
金 沢 直 之	財 政 課 長	舟 越 信 弘	税 務 課 長
土 屋 光 博	市民生活課長	尾 形 俊 幸	健康推進課長
武 田 浩	福祉事務所長	富 士 英 樹	商 工 課 長
平 吹 義 浩	観 光 課 長	前 田 豊 孝	農 林 課 長 (併)農業委員会 事務局 局長
藤 田 大 輔	農業夢づくり課長	近 埜 伸 二	建 設 課 長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	齋 藤 智 子	会 計 管 理 者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消 防 長	古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
太 田 宏	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	加 藤 洋 一	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
井 上 咲 子	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	鏡 裕 一	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課 長
板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	渡 辺 る み	監 査 委 員 会 長 事 務 局 員 長

---

事務局職員出席者

佐 藤 毅	事 務 局 長	遠 藤 友 敬	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	後 藤 彩 夏	主 事

## 開 議

○高橋義明議長 おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る3月14日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生各常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

次に、請願3件について所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があるため、これを議決することにいたしました。

最後に、市長提案の議案2件について、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

### 日程第1 議第16号 上山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外5件

(総務文教常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第1、議第16号から日程第6、平成29年請願第4号まで、計6件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇〕

○川崎朋巳総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案5件及び継続審査としております請願1件について審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第16号上山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、山形県人事委員会の勧告に準じ、給与構造改革における計画措置の廃止等、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、人事院勧告に基づき、地域の民間賃金がより適切に給料に反映されるよう、平成18年3月に給料表を改定し、経過措置として旧制度の給料月額を平成18年4月以降の新

制度の給料月額が超えるまで、新旧給料の差額を支給する現給保障を行っておりますが、平成31年3月31日をもって現給保障制度を廃止し、激変緩和措置として、平成30年度については新旧給料の差額の2分の1を支給するものであります。

また、教育委員会に配属される指導主事の給料について、上山市一般職の職員の給与に関する条例の給料表等を適用し、上山市の給料表の最高月額を超える先生が学校等から教育委員会に異動した場合は、現給保障制度を適用し、給料月額の差額を保障してきたところでありますが、制度の廃止に伴い、給料、職務の級、期末手当の加算率については、山形県職員等の給与に関する条例の教育職給料表等を適用するほか、文言の整理を行うもので、平成30年4月1日から施行するものであります。平成30年度も引き続き在職する指導主事に対する教育職給料表における号給の決定及びこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国民健康保険財政運営の県単位化に伴い、国民健康保険税の課税額の算定方式を改正するため提案されたものであります。

その内容は、山形県が市町村における標準的な保険税率の算定方式を現行の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除いた3方式とする方針が示されたことから、資産割額についての規定を削除するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。経過措置として、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとの説明

を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い提案されたものであります。

その内容は、危険物の貯蔵最大数量が500キロリットル以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所等に係る設置許可申請に対する審査及び完成検査前検査並びに保安検査に係る手数料の額を改定するもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号上山市市営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市営バスの停留所の名称を変更するため提案されたものであります。

その内容は、カミンの名称変更に伴い、停留所の名称を「カミン前」から「めんごりあ前」に改めるもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号上山市学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、上山小学校屋外運動場の完成に伴い、夜間照明施設の使用料を改定するため提案されたものであります。

その内容は、上山小学校屋外運動場の夜間照明施設の使用料を1時間当たり全灯使用の場合は400円、2分の1使用の場合は200円と定めるもので、平成30年4月1日から施行す

るとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、継続審査としております平成29年請願第4号地方財政の充実・強化に関する件について御報告を申し上げます。

本請願は、提出者から諸種の事情により撤回したいとの申し出があり、委員会ではこれを承認すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案5件は原案可決、請願1件は撤回の承認であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第7 議第17号 上山市国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例の制定について外10件**  
(産業厚生常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第7、議第17号から日程第17、議第31号までの計11件を一括議

題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

〔枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇〕

○枝松直樹産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案11件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第17号上山市国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、国民健康保険制度改革による保険給付に係る仕組み等の変更に伴い、必要な改正を行うため提案されたものです。

その内容は、当初円滑な保険給付を行うため設置された基金であったものの、制度改正に伴い、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の支払いが市から県に変更され、保険給付等については全額県からの交付金によって対応することとなったことから、健全な財政運営を行う基金に改めるため、名称から「給付」の文言を削除し、設置の目的、積立額及び処分について条文の整理を行うもので、平成30年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、設置の目的に沿った基金の処分における保険税軽減についてただしたところ、必要な場合には充当可能との答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号上山市芳刈放牧場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、農業災害補償法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものです。

その内容は、放牧の条件として加入を義務づけている家畜共済の根拠法令が農業災害補償法から農業保険法へと改正されたことから、引用

している条文の整理を行うもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、介護保険法の一部改正に伴い、保険料を改定し、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、平成30年度から平成32年度の3年間の介護保険の保険料率を改定するもので、基準額となる保険料率を6万5,040円から7万2,960円に、所得区分による各段階の保険料率を3万2,520円から11万568円までをそれぞれ3万6,480円から12万4,032円までに改めるとともに、介護保険制度開始時に比べ要介護認定を受けている第2号被保険者が増加したことを受け、その配偶者や同一世帯員の所得等を把握する必要性が増してきたことから、罰則規定の適用範囲の「第1号被保険者」を「被保険者」と改めるものであります。

また、地域支援事業の任意事業として実施している「紙おむつ支給事業」を継続して実施するため、新たに市町村特別給付の規定を設けるとともに、条項等の整理を行うもので、平成30年4月1日から施行するものであります。経過措置として、改正後の保険料は平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるとの説明を受け、本件は、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号上山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの指

定等に関する基準条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、介護保険等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、指定地域密着型介護予防サービス事業の申請について、看護小規模多機能型居宅介護サービス事業に限り、法人に限らず病床を有する診療所を開設している者が申請できるよう改めるもので、平成30年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、看護小規模多機能型居宅介護サービス事業への今後の参入見込みについてただしたところ、病床を有する診療所の中には法人以外の者が開設した診療所があり、そうした診療所を開設している者も参入できるようになるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第23号上山市指定居宅支援等の指定等に関する基準条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、介護保険法等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の基準を定めるため提案されたものであります。

その内容は、指定居宅介護支援事業者の指定権限等が市に移譲されることから、新たに条例で定めるもので、従業者の員数等については国の従うべき基準のとおりとし、記録の保存期間については他の基準条例との整合性を図るため5年間保存とするなど基準を定めるもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号上山市老人いこいの家設置条例を廃止する条例の制定について申し上げます。



本件は、上山市老人いこいの家を廃止するため提案されたものであります。

その内容は、上山市老人いこいの家は昭和49年に老人福祉法で規定する老人福祉センターとして開設され、中湯の施設内への移設に伴い、公衆衛生機能をあわせ持つ施設として管理運営されてきましたが、内湯の普及により、「日常的な清潔保持の場」としての役割が希薄となり、一定の役割を終えたことから上山市老人いこいの家を廃止するもので、平成30年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査を行ったほか、地域住民や利用者の理解についてただしたところ、3回の説明会の中で市の方針に対する理解は得ているとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号上山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまで国民健康保険の住所地特例の適用を受けていた被保険者について、後期高齢者医療制度では特例の適用を引き継ぐことができなかったものを引き続き適用を受けられるよう保険料を徴収すべき被保険者に新たに加えるもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号上山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、道路法施行令の一部改正に伴い、必

要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、平成27年度に実施された固定資産税評価額の評価がえや賃料等の変動等を踏まえ、道路占用料を見直し、また、計算する際に表示面積、占用面積もしくは占用物件の面積または長さ小数点以下の端数があるときは、1平方メートルもしくは1メートルとして計算していたものを、小数点第2位まで求め、小数点第3位があるときは切り捨てて計算するものと改めるもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号上山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、公営住宅法施行令等の一部改正に伴い、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

その内容は、公営住宅法施行令等の一部改正により、同政令等に条項移動が生じたことから、同政令等を引用している上山市営住宅条例第13条及び第37条、第38条における政令条項等を整理するもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号上山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまで都市公園法及び同法施行令により定められていた都市公園の運動施設率の基準について、全国的に運動施設のバリアフリー化や東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国際基準への対応など、社会状況の変化に対応した改修が困難となる事例が生じ

ていることから、地方公共団体の実情に合わせた運動施設を柔軟に整備できるように政令が改正されたため、都市公園の運動施設率の割合の上限を「100分の50」と定めるもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第31号市道路線の廃止及び認定について申し上げます。

本件は、道路網整備等に伴い、市道路線を廃止及び認定する必要があるため、道路法の規定により提案されたものであります。

その内容は、廃止する7路線については、それぞれ起点及び終点の変更によるもので、認定する7路線に含まれており、東北中央自動車道整備に伴う廃止・認定が金生4号線、金生4号支線、赤坂東線、赤坂4号線、廃止が藤吾須川支線1号線、藤吾須川支線2号線、藤吾須川支線3号線、認定が思川須川支線1号線、思川須川支線2号線、思川須川支線3号線、思川須川線、赤坂藤吾線。

また、未供用ではあるものの、産業団地の区画道路整備に伴う認定が産業団地1号線、産業団地2号線。

現在高速道路整備のための運搬路であるが、公共性があるための認定が揚橋飽原線であるとの説明であります。

委員会では現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番井上学議員。

〔2番 井上 学議員 登壇〕

○2番 井上 学議員 議第21号上市市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正では、第7期介護保険事業計画を受けて、保険料が値上げとなっています。その額は、第5段階で月額5,420円から6,080円へと、月660円、年7,920円の値上げになっています。

計画策定に当たっての保険料に関するアンケート結果では、保険料が多少高くても給付されるサービスが充実していればいいという方が47%、給付されるサービスを多少抑えても保険料が低いほうがいいという方が46%と、市民の半数は保険料を値上げしてほしくないという考えです。

今回は、特別養護老人ホームもつくらず、24時間対応の在宅サービスも整備しない中での保険料の値上げです。介護保険の財政を改善していくためには、現在の国庫負担率を25%から50%に引き上げることが必要です。

また、保険料を値上げしてほしくないという市民の願いをかなえるためには、一般会計からの法定外繰り入れを行うなど、さまざまな手を尽くすべきです。

基金についても現在あるおよそ1億9,000万円を計画の3年間で1億6,000万円保険料上昇抑制などに充てるということで、基金の枯渇が心配です。

基金が減少すれば、次期の保険料は第7期以上の値上げとなる可能性があります。

将来を見据え、国庫負担の引き上げを国に求めることと、一般会計からの法定外繰り入れを

行い、保険料を値上げしないことを求めて、反対討論とします。

○高橋義明議長 次に、6番佐藤光義議員。

〔6番 佐藤光義議員 登壇〕

○6番 佐藤光義議員 議第21号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行うものであります。

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になったときに介護保険サービスを利用できる制度であり、財源は保険料と公費及び利用者負担によって社会全体で支え合い、運営しているものであります。

今回策定する第7期上山市介護保険事業計画では、高齢人口の増加により、要介護認定者数の増加を見込む一方、介護ニーズに対応するため、新たな施設整備は行わないものの、既存サービスの転換、定員増によって県の地域医療計画に沿った介護サービス量を確保し、介護離職者ゼロに向け取り組むとともに、高齢者の自立支援、重度化防止や介護予防を推進するため、新たに自立支援型地域ケア会議を立ち上げ、多職種によるケアプラン改善検討や介護予防事業等を充実させるものとしております。

これらの介護サービスを提供するため、介護保険料の引き上げは見込まれておりますが、介護給付費準備基金を取り崩し、介護保険料の上昇を抑制するとともに、低所得者に対しては引き続き公費負担による軽減措置を講じていることなどから、より安定的な介護保険事業の運営を図るためには、このたびの介護保険条例の改定は必要なものと考えています。

以上のことから、議第21号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○高橋義明議長 ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第17号議案、議第20号議案、議第22号議案、議第23号議案、議第24号議案、議第25号議案、議第27号議案、議第28号議案、議第29号議案及び議第31号議案の計10件について採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案10件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

次に、議第21号議案について採決いたします。

産業厚生常任委員長報告は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋義明議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第18 議第6号 平成30年度上山市一般会計予算外9件

(予算特別委員長報告)

○高橋義明議長 日程第18、議第6号から日

程第27、議第15号まで、計10件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案15件のうち、平成30年度各会計予算10件について、3月6日から8日の3日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、審査の状況、経過等については省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じますので、審査の結果のみ御報告申し上げます。

まず、平成30年度各会計予算につきましては、市長から施政方針及び新年度予算編成方針並びに提案理由の説明、さらに各課長等により詳細に説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、議第6号平成30年度上山市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ142億8,000万円とするもので、「また来なくなるまち ずっと居たいまち 〜クアオルトかみのやま〜」の実現に向け、中期財政計画の趣旨を踏まえ、財政規律を維持しつつ、結婚・子育て支援、市民の健康増進、企業誘致や雇用対策、安心安全なまちづくり、地域活力の向上に関する施策を重点的に展開するため編成されたものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成30年度上山市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億3,000万円とするものであり、採決

の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,500万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成30年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億4,900万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成30年度上山市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,200万円とするものであり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成30年度上山市浄化槽事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,590万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,600万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成30年度上山市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,700万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,500万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第15号平成30年度上山市水道

事業会計予算は、収益的収入8億1,900万円、収益的支出8億800万円、資本的収入1億7,600万円、資本的支出4億3,000万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,400万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。  
次に、討論に入ります。  
通告がありませんので、討論はないものと認めます。  
よって、採決いたします。  
採決は区分して行います。  
初めに、議第6号議案、議第7号議案、議第8号議案、議第9号議案、議第11号議案、議第12号議案、議第13号議案、議第14号議案及び議第15号議案の計9件について採決いたします。

予算特別委員長報告の議案9件は原案可決ですが、予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。  
よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。  
次に、議第10号議案について採決いたします。  
予算特別委員長報告は原案可決ですが、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成

の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋義明議長 起立多数。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第28 請願第1号の継続審査の申し出について外2件

(閉会中継続審査申出事件)

○高橋義明議長 日程第28、請願第1号の継続審査の申し出についてから日程第30、平成29年請願第3号の継続審査の申し出についてまでの計3件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願3件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~  
日程第31 議第32号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について (追加議案)

○高橋義明議長 日程第31、議第32号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について、御説明申し上げます。

議第32号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。庶務課、市政戦略課及び上下水道課の分掌事務を改めるため提案するものであります。

詳細につきましては、庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋義明議長 庶務課長。

〔鈴木英夫庶務課長 登壇〕

○鈴木英夫庶務課長 命によりまして、議第32号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げますので、追加議案書の1ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨について申し上げます。

1点目が本市のブランド力の向上や本市を応援していただける方を広める施策を推進するため、市政戦略課内にシティプロモーション推進室を設置することとし、これに伴い、広報及び広聴に関する事務を庶務課から市政戦略課に移管するものであります。

2点目が事業の効率化と窓口の一本化を図るため、農業集落排水に関する事務を農林課から上下水道課に移管するものであります。

次に、改正条文について申し上げます。

上山市課設置条例の第2条には、各課の分掌する事務が定められておりますが、第1号庶務課の分掌事務にある「広報及び広聴に関するこ

と」を削り、第2号の市政戦略課の分掌事務に加える改正になります。

また、第12号の上下水道課の分掌事務に「農業集落排水に関すること」を加える改正になります。

なお、シティプロモーション推進室の分掌事務につきましては、情報発信に係る施策の推進や調整、ふるさと納税業務に関することなどを予定しておりますが、規則で定めることとしております。

最後に、附則であります。この条例は平成30年4月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○高橋義明議長 6番佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第32号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま6番佐藤光義議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

井上学議員。

○2番 井上 学議員 集落排水が農林課から上下水道課というふうな、効率的なところはわかったんですが、それに伴う農林課の人員というか、人員が減るとか、そういったことについてお聞かせください。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 事務の移管を伴うということでございますので、相応の人数が農林課から上下水道課に移るということを予定してございます。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 そういったことは、業務の量に応じてだと思えるんですけどもやはり、農家の方にとって農林課に期待する部分が相応にありますので、ただ単に農林課の人員が減ることだけ先行してしまうと、農家の人がっかり感というかがあると思うんですが、その点を払拭するような手だて等を考えていらっしゃれば、お聞かせください。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今回の移管によって、最小限といいましょうか、いわゆる農林課内で担当していた方が移るということでございます。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 それは了解したんですけども農家の方にとっては、やはり今有害鳥獣の問題とか、農業振興のこととかで農林課に期待する部分が多いので、ぜひその部分も減ってもカバーしていくんだとか、あとは、今は減ったけれども何か違う形で人員補充していくんだとか、そういった手だてが今後考えられたらということでお聞きしたところですが、もう一

度お願いできれば、よろしく申し上げます。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 有害鳥獣については農業夢づくり課でございます。ですから、今回の農業集落排水が移転するというのは、最少限度の人数でございまして、それを専門にやっておられた方々が異動するというところでございます。

○高橋義明議長 ほかにありませんか。枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 シティプロモーション推進室を立ち上げるというようなことですが、私としては、課と同じぐらいのノルマを持ってこれからばりばりやっていただきたいなど、そんなことでちょっとお伺いするんですが、せんだつてもクアオルトのシンポジウムございましたけれども、今はもう発信力、まちの発信力をどう高めていくかというのがやっぱり重要な要素だと思っていますし、今現在協力隊員で頑張っておられる方、何年おられるかわかりませんが、彼らの貢献も非常に強い、大きいものがあると思っておりますので、今回庶務課から広報・広聴が異動するわけでありましてけれどもぜひそういった映像を中心にしたものとか、ホームページのさらなる見直し、さらに、本市ではフェイスブックまだやっていないんですよ。こういった分野とか、市報も市民向けには大事な一つのツールでありますけれども、対外的なところを、係よりは上なんだろうけれどもぜひもっと強めていただくというようなことについて、市長の、課までは一気にとは行けないと思いますが、将来の展望についてもお示しをいただければと思います。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今回施政方針の中でもお話しさせていただきましたが、いわゆる上山の応

援していただく方々も今回力を入れていくという  
ことでございます。

そういう意味におきまして、室をつくりまし  
て、正職員体制が室長含めまして5名、そのほ  
か、その下と言うと語弊ありますけれども地域  
おこし協力隊がその推進室に入るということ  
でございます。

そういうことで、議員が今お話しになったよ  
うな、総合的というんでしょうか、そういう形  
で、まずはスタートするということございま  
す。

それによって、ボリューム感がふえてくると  
か、当然ふえてくるのが望ましい形なわけで  
ございますが、そういったときにはまた新たな  
いいまいしょうか、増員とかも含めて考えて  
まいりたいというふうに考えています。

○高橋義明議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認  
めます。

よって、採決いたします。

議第32号上山市課設置条例の一部を改正す  
る条例の制定については、原案のとおり可決  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案は、原案のとおり可  
決することに決しました。

~~~~~  
**日程第32 議第33号 カミン再  
生整備工事に係る工事  
費負担協定の一部変更**

**について**

(追加議案)

○高橋義明議長 日程第32、議第33号カ  
ミン再生整備工事に係る工事費負担協定の一部  
変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました  
議案について御説明申し上げます。

議第33号カミン再生整備工事に係る工事費  
負担協定の一部変更についてであります。カ  
ミン再生整備工事に係る工事費負担協定の一  
部を変更して実施する必要があるため提案す  
るものであります。

詳細につきましては、商工課長から説明申  
し上げますので、よろしく御審議の上、御可  
決くださいますようお願いいたします。

○高橋義明議長 商工課長。

〔富士英樹商工課長 登壇〕

○富士英樹商工課長 命によりまして、議第  
33号カミン再生整備工事に係る工事費負担  
協定の一部変更について、補足説明を申し  
上げます。

追加議案書の2ページ並びに議案書と一緒  
に配付しております議第33号議案資料をあ  
わせてごらん願います。

1 協定内容であります。協定名はカミン  
再生整備工事に係る工事費負担協定、協定  
金額は2億8,978万596円、協定の相手  
方は上山市二日町10番25号、上山二日  
町再開発株式会社、取締役総括本部長木村  
章及び山形市七日町3丁目1番2号、株  
式会社山形銀行、代表取締役長谷川吉茂  
であります。

2 変更内容につきましては、1階子育て支  
援施設空調設備の配管変更、1階床面の段  
差処理



及びエレベーター遮煙扉の設置などにより、工事費が増額となるため、協定金額を2億8,978万596円から3億828万1,549円に変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋義明議長 11番川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第33号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま11番川崎朋巳議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第33号議案については委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第33号カミン再生整備工事に係る工事費

負担協定の一部変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第33号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

## 閉 会

○高橋義明議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第483回定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉 会

議 長 高 橋 義 明

會議録署名議員 枝 松 直 樹

同 上 坂 本 幸 一

同 上 高 橋 恒 男



